畑地帯総合整備事業〈公共〉

【令和3年度予算概算決定額 68,045 (71,628) 百万円の内数 (令和2年度第3次補正予算額 95,519百万円の内数)

く対策のポイント

畑地のかんがい施設整備や区画整理、水田地帯における高収益作物を導入した営農体系への転換のための畑地化・汎用化など、畑地・樹園地の高機能 化を推進します。

〈事業目標〉

- 担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進「令和5年度まで
- 基盤整備完了区域(水田)における作付面積(主食用米を除く)に占める高収益作物の割合の増加

く事業の内容

ヘシー

く事業イメ

畑作地帯のおける畑地かんが、施設の整備や区画整理、 農道整備、 既存園地の廃園・植林 1.畑作経営の体質強化に必要な畑地かんがい等の生産基盤や営農環境の総合的な整備 等に必要な整地等の総合的な基盤整備を実施するもの

営農用水施設※1の整備や農業水利施設の管理の省力化・高度化のための水管理施設の整 備等は単独でも実施可能

中心経営体への農地集積・集約に応じた促進費 等 【附带事業】

|樹園地整備に併せて水田を樹園地化する場合に促進費を加算]

st 1 営農用水施設の整備に係る受益戸数要件は3戸以上(単独整備の場合は7戸以上) (樹園地については受益面積 5 ha以上※2 (0.5ha以上の回地の合計)) 受益面積20ha(畑地帯総合整備中山間地域型は10ha)以」 ※2優良品種·品目の導入に取り組む場合 [実施要件]

高収益作物の導入・定着に向け、パイプライン化や排水改良等による水田の畑地化・汎用化 2. 水田地帯における高収益作物の導入・定着に向けた畑地化・汎用化のための整備 等の基盤壁備を実施するもの

高収益作物の導入面積割合に応じた促進費 【附帯事業】

事業実施区域の5割以上で高収益作物を作付けする場合は5ha以上) 受益面積20ha(中山間地域等 10ha)以上 [実施要件]

3. 事業の実施に必要な実施計画や換地計画の策定のための調査・調整等 1/2、定額等

く事業の流れ>

都道府県 1/2、定額等

베

都道府県

市町村 भ

ICT水管理システム 火田の盆もん・汎用化

※下線部は拡充内容



中山間地域農業農村総合整備事業〈公共〉

【令和3年度予算概算決定額 5,683 (5,000) 百万円】 (令和2年度第3次補正予算額 954百万円)

〈対紙のポイント〉

地域の収益力向上等により、**中山間地域の特色を活かした営農を確立**するため、農業生産を支える水路やほ場等の**基盤整備と、生産・販売施設等の整 備を一体的に実施**します。

〈事業目標〉

中山間地域の特色を活かした営農の確立に向けた取組の着実な推進

く事業の内容>

1. 事業内容

農業生産基盤整備

- ・所得確保のための農地の区画整理、農業水利施設、暗渠排水
 - ・国土保全のための農用地保全施設
- ・農業の維持発展を図るための土地基盤の再編・整序化等

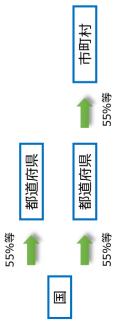
② 農村振興環境整備 (①に付帯して実施)

- ・農産物の付加価値を高めるための加工・販売施設
- 高収益作物の導入に取り組む新規就農者の滞在や農泊にも利用可能な施設
 - 高収益作物の導入に取り組むための農業施設

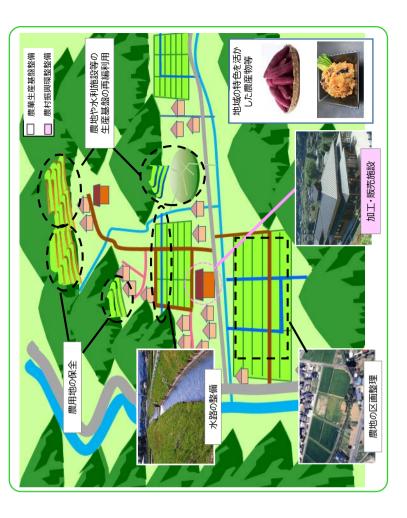
2. 対象地域

- ・農産物の高付加価値化等を通じた地域の所得確保
 - .農地や水利施設等の**生産基盤の保全・再編利用**
 - に取り組む地域

<事業の流れ>



<事業イメージ>



[お問い合わせ先] 農村振興局地域整備課 (03-6744-2200)

農村地域防災減災事業〈公共〉

44,909 (43,842) 百万円] 令和2年度第3次補正予算額 44,106百万円〕 [令和3年度予算概算決定額

へ対紙のポイントン

地震・集中豪雨等による災害を防止し、**農村地域の防災力の向上を図るための総合的な防災・減災対策を実施**します。

〈政策回標〉

農地及び周辺地域の湛水被害等の防止

く事業の内容>

業人メーツン 書く

防災・減災対策にかかる計画の策定(調査計画事業)

地域の防災減災対策に必要な諸条件に関する調査・農村地域 防災減災総合計画の策定等を支援します。

令和7年度まで定額

※下線部は拡充内容

2. 農業用施設等の整備 (整備事業)

自然的、社会的要因で生じた農業用施設等の機能低下の回 復や災害の未然防止を図るための整備、防災機能を維持するた めの長寿命化対策の実施等を支援します。

市町村 等 都道府県 都道府県 定額等 1/2、定額等 〈事業の流れ〉 H

総合的な防災減災計画に基づき、優先順位に応じて以下の防災・減災対策を推進



災上危険な箇所の整備

水機能の強化

・施設の補修・補強

・水質浄化施設の設置

農村地域防災減災事業のうち

防災重点農業用ため池緊急整備事業<公共>(新規)

【令和3年度予算概算決定額 44,909 (一) 百万円の内数】

へ対策のポイントン

「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」(ため池工事特措法)に基づき、防災重点農業用ため池のハード対策・ソフト対 策を集中的かつ計画的に推進します。

〈事業目標〉

農地及び周辺地域の湛水被害等の防止

く事業の内容>

防災重点農業用ため池を対象として、**ため池工事特措法の有効期間**(令和13年 3月まで)における以下の対策を支援します。

整備後

<事業イメージ>

整備前

1. 八一卜対策(補助率:50%等)

- ため池の改修、附帯施設の整備等を支援します。 (**総事業費4千万円以上**)
- ②「大規模なもの」、「中山間地域に存在するもの」及び「緊急性が高いもの※」につ いては、補助率55%で支援します。
- ※ 浸水区域に防災拠点施設・緊急輸送道路があるもの、又は周辺区域の 居住者等に甚大な被害を及ぼすおそれがあるとして知事が特に必要と認めるもの。 浸水区域に防災拠点施設・緊急輸送道路があるもの、又は周辺区域の

整備後

整備前

③ ①に併せ行う堆砂対策(堆砂率がおおむね10%以上のもの、洪水時等における 緊急放流が阻害されているもの等)を支援します。

2. ソフト対策 (定額)

ため池の**劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価**、管理・監視体制の強化等のソフト 対策について支援します。

<事業の流れ>

1/2、定額等



都道府県



1/2、定額等









地震耐性評価



[お問い合わせ先] 農村振興局防災課 (03-6744-2210)